

4. 衝突防止警報機器導入促進助成事業（令和4年8月対象機器追加）

1.事業概要	トラック運送事業における死傷事故の発生状況のうち、追突事故の構成割合は依然として高く、早急な対応が求められています。この種の交通事故の未然防止を主な目的として、他車並びに歩行者等との距離が接近した際にドライバーに警報で注意を促す装置等を導入する際に、その費用の一部を助成します。
2.助成要件	・以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。 ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。 ②申請時において、加入後2か月以上経過していること。 ③社会保険等への加入が適正になされていること。（保険料を納付していること。）
3.助成期間・受付期間	・令和4年4月1日～令和5年2月15日 ※令和4年4月1日以降に県内認可営業所に配置する事業用トラックに装着し、令和5年2月15日までに交付申請書（兼助成金請求書）を提出して下さい。 ※ただし、予算に到達次第受付を終了します。
4.対象品目・助成条件	・対象機器：別紙対象機器一覧のとおり ・助成期間内に県内認可営業所に配置する事業用トラックに装着すること。 ・助成期間内に買取りまたはリースにより導入した機器であること（割賦による導入は不可）。 ・対象機器が追加・除外される場合等は別途案内します。
5.予算総額	・150万円
6.助成金額	・本体価格（税抜）の1/2（千円未満切捨て） ただし、上限30,000円とします。 ※取付工賃は含みません
7.助成上限	・1業者あたりの上限は、すべての期間を通じて5台分までとします。
8.申請方法	・以下の書類を静岡県トラック協会業務部あて提出してください。 ①交付申請書（兼助成金請求書） ②申請内訳書 ③領収書等の写し（リースの場合はリース契約書の写し） ※手形による支払いの場合は、交付申請時点で支払いが完了（決済）している必要があります。 ④販売（取付）証明書 ⑤保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの ⑥振込先通帳の写し ※金融機関（支店）名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの